

○北杜市地域子育て支援拠点事業つどいの広場事業実施要綱

平成29年3月31日

告示第27号

北杜市地域子育て支援拠点事業つどいの広場事業実施要綱(平成17年北杜市告示第70号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この告示は、乳幼児を持つ親とその子ども(以下「子育て親子」という。)が気軽に集い、打ち解けた雰囲気の中で語り合い、交流を図るとともに、ボランティアを活用した育児相談などを行う場を身近な地域に設置することにより、子育て中の親の子育てへの負担感の緩和を図り、安心して子育てができる環境を整備し、もって地域の子育て支援機能の充実を図ることを目的とする。

(事業内容)

第2条 北杜市地域子育て支援拠点事業つどいの広場事業(以下「つどいの広場」という。)の内容は、次のとおりとする。

- (1) 子育て親子に遊びの場及び交流の場を提供し、子育て親子間の交流の促進を図ること。
- (2) 子育て親子からの相談を通し、子育て親子への援助を行うこと。
- (3) 子育て親子が必要とする子育て支援に関する情報を提供すること。
- (4) 子育て及び子育て支援に関する講習等を実施すること。
- (5) 地域の実情に応じ、地域の子育て力を高めることを目的とした次に掲げる取組について、積極的に実施すること。
 - ア 中学生、高校生、大学生その他のボランティアの日常的な受入及び養成を行う取組
 - イ 地域の高齢者、異年齢児童等との世代間の交流を継続的に実施する取組
 - ウ 父親サークルの創設、育成等を促進する継続的な取組
 - エ 公民館、街区公園(児童遊園)、プレーパーク等の子育て親子が集まる場に支援員が定期的に出向き、必要な支援、見守り等を行う取組

(名称及び実施場所)

第3条 つどいの広場の名称及び実施場所は、次のとおりとする。

名称	場所
はっぴいたんたん	北杜市高根町箕輪697番地(北杜市保健センター内)
ひよこルーム	北杜市長坂町大八田6, 811番地334(長坂共同福祉施設内)
ひまわりルーム	北杜市小淵沢町6, 266番地(小淵沢共同福祉施設内)
たんぼぼルーム	北杜市武川町牧原1, 243番地(甲斐駒センターせせらぎ内)

(利用対象者)

第4条 つどいの広場の利用対象者は、0歳から3歳までの乳幼児を持つ親とその子どもとする。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。

(事業の実施日)

第5条 つどいの広場の実施日は、次のとおりとする。

名称	実施日
はっぴいたんたん	日曜日、休日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。以下同じ。)及び年末年始(12月29日から翌年1月3日までの期間をいう。以下同じ。)を除く日
ひよこルーム	土曜日、日曜日、休日及び年末年始を除く日
ひまわりルーム	
たんぼぼルーム	

2 前項の規定にかかわらず、市長は子育て親子の家庭状況等を考慮して、これを変更することができる。

(事業の実施時間)

第6条 つどいの広場の実施時間は、午前10時から午後3時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は子育て親子の家庭状況等を考慮して、これを変更することができる

る。

(利用定員)

第7条 つどいの広場の利用定員は、1施設につき1日当たり親子30組以内とする。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。

(利用の制限)

第8条 市長は、つどいの広場の運営に支障が生じるとき、又はそのおそれがあると認めるときは、つどいの広場の利用を制限することができる。

(利用手続)

第9条 つどいの広場を利用しようとする子育て親子は、毎年度初めて利用するときに、つどいの広場利用申込書(様式第1号。以下「申込書」という。)を提出しなければならない。

2 前項に規定する申込書は、当該施設ごとに提出するものとする。

(支援員の配置等)

第10条 市長は、つどいの広場の実施を円滑に行うため、実施施設毎に子育て親子の支援に関して意欲のある支援員を配置するものとする。

2 支援員は、次に掲げる事項に留意するものとする。

(1) つどいの広場の実施に当たっては、職員、子育てに関心のあるボランティア等の協力を求めるものとする。

(2) つどいの広場の実施に当たっては、業務日誌(様式第2号)及び活動等報告書(様式第3号)に活動内容、活動時間、利用人数、相談内容等を記録し、整理して保存するものとする。

(3) つどいの広場を利用する者への対応に十分配慮するとともに、業務を行うに当たって知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

3 前項第3号に掲げる留意事項は、つどいの広場の業務に従事し、又は従事した者についても、適用する。

(費用負担)

第11条 事業の利用に要する費用は、無料とする。ただし、材料費、細菌検査手数料等の実費は、利用者の負担とする。

(関係機関との連携)

第12条 つどいの広場の実施については、児童相談所、保健所、民生委員・児童委員、市内保育園・認定こども園、子育て世代包括支援センター、医療機関等との連携を図り、円滑かつ効果的に行うものとする。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

様式第1号(第9条関係)

様式第1号（第9条関係）

つどいの広場利用申込書

年 月 日

北杜市長 様

保護者 住所
氏名
電話番号
緊急連絡先

つどいの広場への利用につき、次のとおり申込みます。

区分	氏名	年齢	性別
子どもの名前	(ふりがな)	年 月 日 満 歳	男 ・ 女
子どもの名前	(ふりがな)	年 月 日 満 歳	男 ・ 女
子どもの名前	(ふりがな)	年 月 日 満 歳	男 ・ 女

- ※ 施設内での活動は、原則、親子一緒に行うことに同意します。
- ※ 施設内での事故、怪我等については、つどいの広場に対して一切の責任を問わないことに同意します。
- ※ つどいの広場での事故、怪我等の補償は、市が加入する保険の補償範囲内となることに同意します。
- ※ 活動の様子をHPや広報誌等で紹介するに当たり、顔写真が載る場合があります。また、お便りには、誕生日月にお子様のお誕生日やお名前等を掲載している場合があります。支障がある場合には、利用者申込書提出時にお申し出ください。

[様式第2号\(第10条関係\)](#)

様式第2号(第10条関係)

つどいの広場 業務日誌

つどいの広場名

開設日	年 月 日 ()	開設時間	～
勤務者		勤務時間	～
			～
			～
			～
			～

参加組数	組	親	人	子	人
実施内容					
相談・援助内容	件	備考			
内容					
情報提供	件	備考			
内容					
講習会	講師名		報償額		

【検討中】	
加算事業があれば実施内容を記載	
事業内容	

引継事項等	
-------	--

火元確認	確認者	施錠確認	確認者	管理者確認	確認者

※ 利用者名簿を添付して保管すること。

[様式第3号\(第10条関係\)](#)

様式第3号(第10条関係)

課長	リーダー	担当	担当	担当	担当	報告者

つどいの広場活動等報告書 (. 月分)

年 月 日

つどいの広場名 ()

1 利用申込者数(延べ人数)

組数	内訳(人)			備考
	親	子	合計	
				当月の新規利用者 組

*詳細

明野		須玉		高根		長坂		大泉		小淵沢		白州		武川		その他	
親	子	親	子	親	子	親	子	親	子	親	子	親	子	親	子	親	子

2 活動内容

活動日数	日	活動時間	時 分/日× 日= 時 分				
参加者数	親	人	子	人	合計	人	
主な活動内容							
特記事項							

3 相談

相談件数	件
主な内容	
特記事項	